

## 堅ろうな広告物等の管理者設置の申請について

沼津市屋外広告物条例において、堅ろうな広告物等に該当する広告物（高さ4メートルを超えるもの）については、管理者を設置することが必要です。（沼津市屋外広告物条例 第17条）

なお、管理者は以下の[資格を有している必要があります](#)ので、ご注意ください。

- ① 静岡県へ登録済みの屋外広告業者
- ② 屋外広告士
- ③ 県、政令指定市、中核市が実施する屋外広告物講習会の修了者
- ④ その他 広告美術科職業訓練指導員など

※申請時に上記に該当することを証する書面（登録証など）の写しを添付してください。

※赤字の申請書類はダウンロードできます。

◆許可更新申請時に提出していただく「[屋外広告物点検報告書](#)」の点検実施は、設置された管理者に行っていただくこととなります。

◆管理者が変更した場合は「[堅ろうな広告物等の管理者設置（変更）届](#)」を、管理者の住所、氏名、名称が一部変更した場合は、「[屋外広告物設置者（堅ろうな広告物等の管理者）の氏名（名称・住所）変更届](#)」を提出してください。